

平成27年度 第2回菊池地域医療構想検討専門部会

日 時：平成27年10月30日(金)

19:00～21:00

場 所：熊本県菊池総合庁舎別館2階 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 熊本県菊池保健所長あいさつ

3 議題

(1) 第1回各地域医療構想検討専門部会での御意見について

【資料1】

(2) 地域医療の実情把握のための聞き取り調査について

【資料2】

(3) 構想区域の設定について

【資料3】

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

第2回菊池地域医療構想検討専門部会 出席者名簿

平成27年10月30日(金)

19:00~21:00

<構成員>

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	代理出席
1	あらき よしゆき 荒木 義行	合志市長		鍛野 文昭 健康福祉部健康 づくり推進課長
2	いえいり いさお 家入 勲	大津町長		杉水 辰則 住民福祉部長
3	いけだ よういちろう 池田 洋一郎	熊本県菊池保健所長		
4	いわくら ゆういちろう 岩倉 雄一郎	一般社団法人菊池都市医師会 会長		
5	えがしら みのも 江頭 実	菊池市長		前田 浩規 健康福祉部健康 推進課長
6	かわぐち ひでとし 川口 英敏	病院代表 (川口病院 院長)		
7	きむら たけみ 木村 武美	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (独立行政法人国立病院機構菊池病院 院長)		
8	ごとう みつお 後藤 三雄	菊陽町長		佐藤 清孝 福祉生活部健康・ 保険課長
9	さいとう ていこ 齋藤 禎子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (泗水苑 施設長)		
10	しばた けんいちろう 柴田 堅一郎	一般社団法人 菊池都市医師会 副会長(地域医療構想担当)		
11	たなか もとみ 田中 素美	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (おおつかの郷 施設長)		
12	たるみ こういち 樽美 光一	診療所代表 (樽美外科整形外科医院 院長)		
13	にしもと みつひろ 西本 光宏	一般社団法人菊池都市薬剤師会 会長		宮本 龍彦 副会長
14	のだ きゆり 野田 小百合	公益社団法人熊本県看護協会菊池支部 菊池・阿蘇地区理事		
15	ばば たかし 馬場 太果志	慢性期機能を担う医療機関代表 (東熊本第二病院 院長)		
16	ふなだ ゆうすけ 船田 裕介	熊本県保険者協議会代表 (全国健康保険協会熊本支部 企画総務部企画総務課グループ 長)		
17	みやもと ひろみつ 宮本 浩光	在宅医療を担う医療機関代表 (宮本内科クリニック 院長)		
18	めいじゆ せいいち 明受 清一	一般社団法人菊池都市歯科医師会 専務理事		
19	よねむら けんすけ 米村 憲輔	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 院長		

<熊本県菊池保健所>

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
田上 雄二	熊本県菊池保健所次長(総務企画課 課長)	高岡 成佳	熊本県菊池保健所福祉課保健福祉班 主幹
今村 豊三	熊本県菊池保健所福祉課 課長	原 麻梨子	熊本県菊池保健所総務企画課 主事
葉山 清春	熊本県菊池保健所衛生環境課 課長	上村 直広	熊本県菊池保健所総務企画課 主事
相良 弘子	熊本県菊池保健所保健予防課 課長		
戸上 恭司	熊本県菊池保健所総務企画課 主幹		

菊池地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、菊池地域保健医療推進協議会に菊池地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、菊池地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の菊池地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、菊池地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県菊池保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。